

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社ナガワ
【英訳名】	NAGAWA Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 修
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 新村 亮
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	(03)5288-8666(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 新村 亮
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期連結 累計期間	第58期 第3四半期連結 累計期間	第57期
会計期間	自2020年 4月1日 至2020年 12月31日	自2021年 4月1日 至2021年 12月31日	自2020年 4月1日 至2021年 3月31日
売上高 (百万円)	21,233	21,833	29,384
経常利益 (百万円)	3,462	3,458	4,537
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,314	2,206	3,036
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,079	2,179	4,255
純資産額 (百万円)	46,820	50,212	48,072
総資産額 (百万円)	50,589	54,704	53,409
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	148.59	140.93	194.88
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	92.6	91.8	90.0

回次	第57期 第3四半期連結 会計期間	第58期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自2020年 10月1日 至2020年 12月31日	自2021年 10月1日 至2021年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	60.60	45.79

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する四半期純利益	1株当たり四半期純利益 (円、銭)
当連結累計期間	21,833	3,243	3,458	2,206	140.93
前連結累計期間	21,233	3,222	3,462	2,314	148.59
前年同期増減率(%)	2.8	0.6	0.1	4.7	5.2

当第3四半期連結累計期間(2021年4月1日~2021年12月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に対し、緊急事態宣言等が解除され持ち直しの動きが期待されるも、新たな変異株の感染拡大による影響が内外経済を下振れさせるリスクに十分注意していく必要があります。

そのような環境のなか、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止めるべく、当社グループは期初より可能な限り積極的に営業活動を実施し、受注強化に注力してまいりました。

ユニットハウス事業では、建設現場における仮設事務所はもちろん、アフターコロナの需要を逃すことなく営業活動に注力してまいりました。また、半年間にわたる長期間の販売促進キャンペーンを展開して新たな需要拡大に努めてまいりました。モジュール・システム建築事業においては、部材の高騰による新たな軽量鉄骨造建築の需要を逃すことなく受注増に注力してまいりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は218億3千3百万円(前年同期比2.8%増)、営業利益は32億4千3百万円(前年同期比0.6%増)、経常利益は34億5千8百万円(前年同期比0.1%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は22億6百万円(前年同期比4.7%減)となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	連結損益計算書計上額
	ユニットハウス事業	モジュール・システム建築事業	建設機械レンタル事業	計		
売上高	18,378	2,637	816	21,833	-	21,833
営業利益	2,901	308	64	3,274	31	3,243

(ユニットハウス事業)

ユニットハウス事業におきましては、第2四半期に引き続きレンタルが好調に推移し、自社および委託工場にてハウスの生産を増強させてまいりました。また、上期に引き続きユニットハウスを全国の物流拠点へあらかじめ配置し、稼働期の機会損失を減らしハウスの稼働率向上に努めました。販売促進の施策として、各展示場が実施するキャンペーンに加え、半年間にわたる全国一斉キャンペーンを開始し、個人への販売強化に注力してまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は183億7千8百万円(前年同期比3.0%増)となりました。また、セグメント利益は、29億1百万円(前年同期比1.8%減)となりました。

(モジュール・システム建築事業)

モジュール・システム建築事業におきましては、アフターコロナを見据えた設備投資の先送り需要、ウッドショック現象が起因となった部材高騰による、木造建築から軽量鉄骨への需要転換に対する積極的な受注活動を推し進めております。

この結果、当事業のセグメント売上高は、26億3千7百万円（前年同期比0.9%減）となりました、また、セグメント利益は、3億8百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

（建設機械レンタル事業）

建設機械レンタル事業におきましては、第2四半期と同じく、営業エリアである北海道南部建設市場の公共工事発注金額に減少傾向が見られる環境下で、民間による環境エネルギー事業において地域に密着した営業活動の強化に努めてまいりました。

この結果、当事業のセグメント売上高は8億1千6百万円（前年同期比12.6%増）となりました。また、セグメント利益は、6千4百万円（前年同期比114.5%増）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ22億4千1百万円減少し、225億2百万円となりました。その主な要因は、受取手形が2億6千8百万円、電子記録債権が2億5千7百万円、原材料及び貯蔵品が2億6百万円それぞれ増加した一方、現金及び預金が23億4千5百万円、売掛金が7億6千7百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定資産は、前連結会計年度末に比べ35億3千6百万円増加し、322億2百万円となりました。その主な要因は、投資有価証券が18億5百万円、貸与資産が13億7百万円、土地が6億2千7百万円それぞれ増加した一方、繰延税金資産が1億1千1百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ12億9千4百万円増加し、547億4百万円となりました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ7億7千万円減少し、36億7千4百万円となりました。その主な要因は、その他の流動負債が1億5千2百万円増加した一方、未払法人税等が7億1千万円、賞与引当金が1億5千2百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。固定負債は、前連結会計年度末に比べ7千4百万円減少し、8億1千7百万円となりました。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ8億4千5百万円減少し、44億9千1百万円となりました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ21億3千9百万円増加し、502億1千2百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金が12億6千8百万円、資本剰余金が6億2千6百万円それぞれ増加、自己株式が2億7千2百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は、91.8%となりました。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当第3四半期連結累計期間において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,357,214	16,357,214	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	16,357,214	16,357,214	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年10月1日～ 2021年12月31日	-	16,357,214	-	2,855	-	4,586

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 609,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,735,000	157,350	-
単元未満株式	普通株式 12,914	-	-
発行済株式総数	16,357,214	-	-
総株主の議決権	-	157,350	-

（注） 「完全議決権株式（自己株式等）」は、全て当社保有の自己株式であります。

【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ナガワ	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	609,300	-	609,300	3.72
計	-	609,300	-	609,300	3.72

（注） 所有自己株式には、信託型従業員持株インセンティブプラン（E-Ship®）の従業員持株信託が保有する57,500株を含めておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,215	11,870
受取手形	1,686	1,955
電子記録債権	1,851	2,108
売掛金	4,655	3,888
契約資産	-	105
商品及び製品	1,830	1,810
仕掛品	111	176
原材料及び貯蔵品	172	379
その他	220	208
貸倒引当金	1	0
流動資産合計	24,743	22,502
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産(純額)	8,433	9,740
建物及び構築物(純額)	1,572	1,479
土地	6,442	7,070
建設仮勘定	4	61
その他(純額)	261	204
有形固定資産合計	16,713	18,555
無形固定資産	214	255
投資その他の資産		
投資有価証券	10,401	12,206
敷金及び保証金	579	565
退職給付に係る資産	84	109
繰延税金資産	152	41
その他	519	468
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	11,737	13,391
固定資産合計	28,665	32,202
資産合計	53,409	54,704

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,181	2,115
未払法人税等	992	281
賞与引当金	295	142
役員賞与引当金	55	45
関係会社整理損失引当金	7	8
資産除去債務	-	16
その他	912	1,064
流動負債合計	4,444	3,674
固定負債		
長期借入金	587	558
長期末払金	27	26
退職給付に係る負債	0	0
資産除去債務	81	51
その他	195	180
固定負債合計	892	817
負債合計	5,336	4,491
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,855	2,855
資本剰余金	7,933	8,559
利益剰余金	38,809	40,078
自己株式	2,171	1,898
株主資本合計	47,427	49,594
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	648	618
為替換算調整勘定	3	0
その他の包括利益累計額合計	645	618
非支配株主持分	-	-
純資産合計	48,072	50,212
負債純資産合計	53,409	54,704

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	21,233	21,833
売上原価	12,265	12,611
売上総利益	8,967	9,222
販売費及び一般管理費	5,745	5,978
営業利益	3,222	3,243
営業外収益		
受取利息	5	29
受取配当金	216	203
受取賃貸料	19	18
雑収入	18	17
営業外収益合計	259	268
営業外費用		
支払手数料	-	4
為替差損	8	5
株式報酬費用	11	24
雑損失	0	19
営業外費用合計	20	53
経常利益	3,462	3,458
特別利益		
固定資産売却益	0	3
投資有価証券売却益	24	-
特別利益合計	24	3
特別損失		
固定資産処分損	17	80
投資有価証券評価損	-	44
関係会社整理損失引当金繰入額	-	3
特別損失合計	17	127
税金等調整前四半期純利益	3,468	3,334
法人税、住民税及び事業税	1,093	1,002
法人税等調整額	59	124
法人税等合計	1,153	1,127
四半期純利益	2,314	2,206
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,314	2,206

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	2,314	2,206
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	765	30
為替換算調整勘定	0	2
その他の包括利益合計	764	27
四半期包括利益	3,079	2,179
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,079	2,179
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

該当事項はありません。

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であった鳥海建工株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当社は、完成工事高及び完成工事原価の計上基準として、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗率を見積り、当該進捗率に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、期間のごく短い工事及び一時点で充足される履行義務は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、発生原価に基づくインプット法によっております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。また、当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第12号 2020年3月31日）第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)
該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生への拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。))を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランは、「ナガワ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。))に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「ナガワ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。))を設定し、従持信託は、今後10年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。))により、純資産の部に自己株式として計上しております。

自己株式の帳簿価額及び株式数

前連結会計年度	586百万円	60千株
当第3四半期連結会計期間	545百万円	56千株

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度	587百万円
当第3四半期連結会計期間	558百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2021年12月31日)
受取手形	- 百万円	146百万円
電子記録債権	-	71

(四半期連結損益計算書関係)

ユニットハウス事業及び建設機械レンタル事業におけるレンタル収入は、冬季に向けて工事量が増加していく傾向がある建設市場の動向に左右されます。このようなレンタル需要の季節的変動により、第1四半期連結会計期間にレンタル稼働棟数及び稼働率が低くなり、売上高及び営業利益が他の四半期連結会計期間と比較して少なくなる傾向があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	2,255百万円	2,225百万円
のれんの償却費	-	8

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月16日 定時株主総会	普通株式	934	60	2020年3月31日	2020年6月17日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	938	60	2021年3月31日	2021年6月24日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の従持信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自2020年4月1日 至2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	17,845	2,662	725	21,233
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	17,845	2,662	725	21,233
セグメント利益	2,954	271	30	3,256

(参考情報)

所在地別の売上高及び営業利益又は損失は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	日本	インドネシア	タイ	合計
売上高				
外部顧客への売上高	21,124	-	108	21,233
所在地間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	21,124	-	108	21,233
営業利益又は損失()	3,258	-	35	3,222

(注) 1. 全社費用は、日本に含めて表示しております。

2. インドネシアは、PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONALが今後短期間のうちに清算が終了する見込みであり、営業活動を終了しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,256
セグメント間取引消去	-
全社費用(注)	33
四半期連結損益計算書の営業利益	3,222

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第3四半期連結累計期間（自2021年4月1日 至2021年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	18,378	2,637	816	21,833
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	18,378	2,637	816	21,833
セグメント利益	2,901	308	64	3,274

（参考情報）

所在地別の売上高及び営業利益又は損失は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	日本	インドネシア	タイ	合計
売上高				
外部顧客への売上高	21,759	-	74	21,833
所在地間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-
計	21,759	-	74	21,833
営業利益又は損失（ ）	3,284	-	40	3,243

（注）1. 全社費用は、日本に含めて表示しております。

2. インドネシアは、PT.NAGAWA INDONESIA INTERNATIONALが今後短期間のうちに清算が終了する見込みであり、営業活動を終了しております。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,274
セグメント間取引消去	-
全社費用（注）	31
四半期連結損益計算書の営業利益	3,243

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自2021年4月1日至2021年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	ユニット ハウス事業	モジュール・ システム建築 事業	建設機械 レンタル事業	
一時点で移転される財	7,566	689	217	8,473
一定の期間にわたり移転される財	165	1,944	-	2,109
顧客との契約から生じる収益	7,731	2,634	217	10,582
その他の収益	10,647	3	599	11,250
外部顧客への売上高	18,378	2,637	816	21,833

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づき認識したレンタル収益であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	148円59銭	140円93銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,314	2,206
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	2,314	2,206
普通株式の期中平均株式数(株)	15,579,388	15,659,776

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)の従持信託が保有する当社株式を、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(前第3四半期連結累計期間 - 千株、当第3四半期連結累計期間 58千株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社ナガワ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄 和也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津 美香

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガワの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナガワ及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と

認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。